

社会福祉法人わかば 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わかば（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- (3) 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬についても同様とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表第1 (役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	5 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5 0 0 0 円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5 0 0 0 円

(3) 監事

	日額
理事会等会議への出席	5 0 0 0 円
監事監査等への出席	5 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5 0 0 0 円

上記の日額については源泉所得税徴収後の差引支給額とし、報酬額については上記の日額に源泉所得税額を加算した金額とする。